兵庫県

私立高等学校における国・兵庫県の支援制度について

※令和5年度

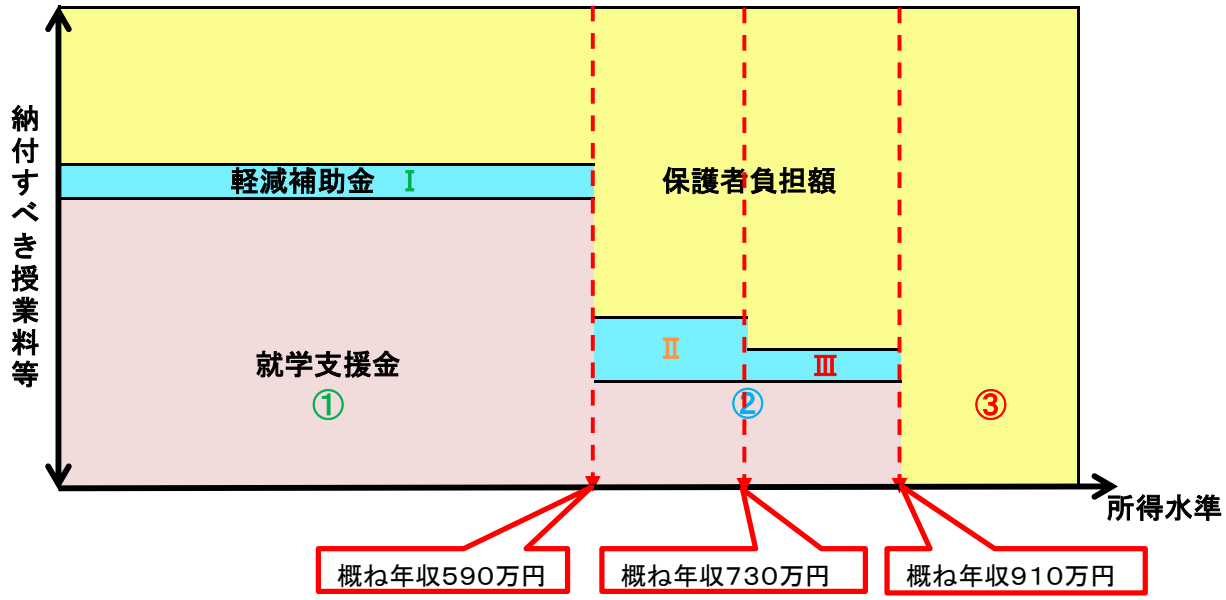

（この表は、一例を示したものです）

主催	制度	
国	就学支援金制度	内　容（令和5年度） ○保護者すべての「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計によって、3つの受給区分があります。 ※学校が代理受給し、納付すべき学費に充当します。
兵庫県	授業料軽減補助制度	内　容（令和5年度） ○保護者すべての「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計によって、3つの受給区分があります。 ※上記の金額は令和5年度入学生に適用されたものです。 ※支給額は、年度末に学校を通して還付します。 ※扶養する子どもが3人以上の世帯には10,000円が加算されます。 ※奨学生に認定されている場合は奨学費に充当されます。

	年収目安(円)	課税所得合計(円)	受給区分	受給年額(円)	受給月額(円)
①	～約590万	～154,500	加算あり	396,000	33,000
②	～約910万	～304,200	加算なし	118,800	9,900
③	約910万～	304,200～	受給なし	0	0

	年収目安(円)	所得割額合計(円)	受給年額(円)
Ⅰ	～約590万	154,500　未満	22,000
Ⅱ	～約730万	217,700　未満	50,000
Ⅲ	～約910万	304,200　未満	25,000